

事業所向け再生可能エネルギー由来水素活用設備導入促進事業実施細目

(制定) 平成27年 5月22日付27環地環第 68号

(改定) 平成28年 1月15日付27環地環第358号

(改定) 平成29年 3月31日付28環地次第355号

第1 細目の目的

この細目は、事業所向け再生可能エネルギー由来水素活用設備導入促進事業実施要綱（平成27年 3月23日付27環エ計第413号東京都環境局長決定）第4 2（1）に基づき、助成金の交付対象となる再生可能エネルギー由来水素活用設備（以下「本設備」という。）の要件を定めることを目的とする。

第2 本設備の要件

本設備は次の要件を満たすものとする。

- 一 燃料電池自動車、燃料電池フォークリフト又は純水素型燃料電池に燃料として水素を供給するために必要な設備であること。
- 二 本設備で製造した水素をその場で燃料電池自動車、燃料電池フォークリフト又は純水素型燃料電池に供給できるものであること。
- 三 一及び二に規定する燃料電池自動車、燃料電池フォークリフト又は純水素型燃料電池の利用目的が、主に事業所の施設内（倉庫や物流拠点等）において使用するものであること。
- 四 本設備に要する電力の全量相当分を同一事業所内の再生可能エネルギーによる発電設備で賄うものであること。
なお、同一事業所内に太陽光パネルや風力発電等の再生可能エネルギーによる発電設備を既に保有し、かつ、電力として活用可能な場合には、本設備に供給することができる。
- 五 社会実装段階であること。
- 六 災害時等に系統電源が途絶えた場合において、再生可能エネルギーによる発電設備又は蓄電池によって水素の製造・貯蔵・供給を継続できるものであること。

第3 本要件の適用期間

本要件の適用期間は、平成26年度から平成32年度までとする。

附 則（平成27年 5月22日付27環地環第68号）

この細目は、平成27年 5月22日から施行し、平成26年12月26日から適用する。

附 則（平成28年 1月15日付27環地環第358号）

この細目は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日付28環地次第355号）
この細目は、平成29年4月1日から施行する。